

## 北海商科大学教職課程委員会規程

(趣旨)

第1条 北海商科大学(以下、「本大学」とする)学則第54条に基づき、本大学に教職課程委員会(以下、「委員会」とする)を置く。

(組織)

第2条 委員会の構成員(以下、「委員」とする)は、教職課程教員2名、及び商業科目関連教員1名、公民科目関連教員1名の4名をもって構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、委員会の代表とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した委員が委員長の代理とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、教職課程の円滑な運営を図ることを目的とし、次の業務を行う。

(1)当該年度に開講する授業科目に関する事項の審議

(2)教育実習生の指導ならびに該当校との連絡調整

(3)科目等履修生に関する事項の審議

(4)教職課程授業科目の単位習得の認定

(5)委員会の予算及びその執行に必要な事項の審議

(6)その他、委員会として必要な事項の審議及び実施

2 委員長または委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる

3 委員会は、必要に応じ、教職課程の実務に関する事項の審議を行うため、教職課程専任教員による小委員会を置くことができる。

(職員)

第6条 委員会の事務を処理するため職員を置くことができる。

2 委員会の事務を担当する事務職員は、委員会に出席し、委員長の求めに応じ、事実を説明し意見を述べることができる。

附則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。